

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う会議室 貸出の一時休止（再延長）及び再開時期について

当保健センターにおける会議室の貸出につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言の発令により、現在一時休止させていただいております。

5月21日（木）に大阪府・兵庫県・京都府の緊急事態宣言は解除されましたが、引き続き感染予防対策をとるため、休止期間を令和2年6月12日（金）まで延長いたしますのでお知らせいたします。

なお、令和2年6月15日（月）から貸出再開を予定しておりますので、併せてお知らせいたします。

利用者の皆様には多大なるご不便とご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解の程お願い申し上げます。

記

1. 一時休止する貸会議室

- ① 8階特別会議室
- ② 7階研修室
- ③ 4階小会議室
- ④ B1階多目的ホール

2. 休 止 期 間

令和2年4月10日（金）～令和2年6月12日（金）

3. 再 開 予 定 日

令和2年6月15日（月）～

3. 再開にあたる注意点

- ・利用の際はマスクの着用をお願いいたします。
 - ・換気の為、一部窓やドアを開放した状態でのご利用となります。
 - ・全ての部屋において、「3密」対策として利用人数の制限をさせていただきます。
- 詳細につきましては下記問い合わせ先までご相談ください。

<お問い合わせ先>

大阪薬業健康保険組合 施設課 06-6941-5002